

# 農業振興地域整備計画の変更案に対する意見書の取扱要領

新富町農地管理課

「農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第55号）」（以下「法」という。）第11条第2項及び第12条第1項の規定による地域住民からの意見書の取り扱いについては、次のとおりとする。

## 1 意見書の趣旨及び留意事項

法第11条第1項では、市町村が策定する農業振興地域整備計画（以下「市町村整備計画」という）を策定・変更しようとするときは、当該整備計画の案に計画を策定・変更しようとする理由を記載した書面を添えて縦覧に供することとされ、同条第2項では、縦覧に供された市町村整備計画の案について、当該整備計画の区域を含む市町村の住民は、意見書を提出することができることとされているが、この趣旨は農業振興施策や農用地利用計画の策定・変更についての情報公開を促進し、農業振興地域整備計画制度の公正性・透明性の向上を一層図ることにより、地域住民の理解と合意に基づく計画的かつ円滑な農業振興地域施策の展開を推進しようとするものである。

なお、意見書を提出する場合には以下の点に留意すること。

- ア 意見書の対象となるのは、法第11条第1項の規定により縦覧した市町村整備計画の案に係るものに限られ、それ以外についての意見書は効力を有しないものであること。
- イ 意見書を提出できるのは、当該市町村整備計画の区域を含む市町村の住民に限られることから、本町以外の住民から提出された意見書は効力を有しないものであること。
- ウ 意見書に対する個別の回答は行なわず、法第12条の規定により変更した市町村整備計画を公表する際に、提出された意見書の要旨及びその結果を併せて公告するものであること。
- エ 意見書の要旨を公表するに当たって、特定の個人が識別しうる情報が含まれていたり、財産権等を害するおそれがある場合には、当該箇所を伏せる場合があること。

## 2 意見書の提出方法

意見書を提出する場合には次の手続きで行なうこと。

- ア 意見書は、様式第1号に個人の場合にあっては住所、氏名、職業を、法人の場合にあっては法人名、代表者名、事務所の所在地を記載するとともに、意見の対照となる整備計画の案の箇所及び意見を記載する。
- イ 意見書は、当該整備計画の案を縦覧している役場農業振興課に直接提出するか、あるいは郵便、ファクシミリのいずれかの方法により提出することとし、電話での意見は受けられないものとする。
- ウ 意見書の提出は整備計画案の縦覧期間に行なわなければならないが、直接提出する場合の受付は役場の休日（土・日・休日）を除く午前8時30分から午後5時15分までとし、その他の方法で提出する場合は縦覧期間満了の日までに提出場所に到着するよう提出する。

## 3 意見書の処理方法

意見書の処理は原則として異議申出期間内に次の要領で行なう。

- ア 提出された意見書について、提出者が町内の住民であること、提出日が縦覧期間内であること、意見の内容が計画案に対するものであることなどの要件を確認する。
- イ アの確認事項に照らし正当なものであると判断された意見書については、意見書の内容ごとに分類し意見の要旨として取りまとめるとともに、意見書の趣旨ごとに必要に応じて関係機関・団体等との調整を図りながら処理しその結果を次の区分に取りまとめる。
  - a 対応（反映）済：市町村整備計画に既に記載済みのもの。
  - b 対応（反映）する：文章修正や記述追加などで市町村整備計画に反映させたもの（ただし、計画内容の変更を伴うものは除く）
  - c 事業対応（検討）：今後、農業振興施策を展開する中で検討すべきもの。
  - d 対応（反映）困難：諸般の事情により対応（反映）が困難なもの。
  - e その他：情報提供、感想、質問、今回の件に関係のないもの。
- ウ イにより処理した意見書の要旨と意見書の処理結果については、それぞれの対応関係が明確になるように、様式第2号により意見書の数及び処理結果の区分に加えて具体的な処理内容を記載した一覧表として整理する。

4 意見書の要旨及び処理結果の公表

第3のウにより様式第2号に整理した意見書の要旨及び処理結果は、法第12条の規定により市町村整備計画を策定・変更した旨の公告と併せて公告する。

5 様式

【様式第1号】

農業振興地域整備計画の案に対する意見書

令和 年 月 日

新富町長 殿

\*意見書の提出者（法人の場合）

住所（事務所の所在地）

職業（法人名）

氏名（代表者名）

印

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇で公告のあった新富町農業振興地域整備計画の案に対して、農業振興地域の整備の促進に関する法律（昭和44年法律第58号）第11条第2項の規定により意見書を下記のとおり提出します。

記

整備計画の案	左記に対する意見等

【様式第2号】

農業振興地域整備計画の策定・変更に対する意見書の要旨及び当該意見書の処理結果

意見書の要旨	意見の数	処理区分	処理内容等

注) 処理区分は次のとおり

a 対応（反映）済：市町村整備計画に既に記載済みのもの。

b 対応（反映）する：文章修正や記述追加などで市町村整備計画に反映させたもの（ただし、計画内容の変更を伴うものは除く）

c 事業対応（検討）：今後、農業振興施策を展開する中で検討すべきもの。

d 対応（反映）困難：諸般の事情により対応（反映）が困難なもの。

e その他：情報提供、感想、質問、今回の件に関係のないもの。